# 「台風や雪の被害申請、保険会社に出してますか?」 などと訪問し、実は工事契約や高額手数料が目的の 2事業者に6か月の業務停止命令

本日、東京都は、「火災保険で無料で屋根を修理できますよ」などと消費者に告げて、火災保険申請サポート契約及びその後の住宅リフォーム工事契約について、連携共同して勧誘していた事業者 2社に対して、特定商取引に関する法律に基づき、6か月の業務の一部停止を命じ、違反行為を是正するための措置を指示しました。また、事業者の代表取締役らに対し、当該停止を命じた範囲の業務を新たに開始することの禁止を命じました。

## 事業者の概要

イノピア

1 事業者名 株式会社 innopia(代表取締役 小副川 巧)

本店所在地 東京都あきる野市原小宮 310 番 3 号

業務内容 火災保険申請サポート、住宅リフォーム工事

2 事業者名 株式会社トーアイ工務店(代表取締役 山口 順幹)

本店所在地 (登記上)東京都日野市日野台二丁目 21 番地の 24

(実務上)東京都あきる野市原小宮310番3号

業務内容 火災保険申請サポート、住宅リフォーム工事

ご加入の火災保険のご連絡です とりあえず申請してみましょう!

工事契約か

手数料が取れるぞ



## 【勧誘行為等の特徴】

- ① 保険申請サポートセンターなどと保険会社の関係者であるかのように名乗って電話をかけた上で、消費者宅を訪問したり、雨どいが曲がっているなどと言って消費者宅を突然訪問する。そして「火災保険で無料で住宅修理ができる。申請書作成が大変で、個人では難しい」などと火災保険申請サポートの契約を勧誘する。
- ② 当該事業者は、保険申請サポート契約の詳細な内容を説明しない。契約書面にはリフォーム工事を当該事業者と契約しない場合に保険金の35%の手数料を請求すると記載しているが、具体的なサポートの内容や、解約の方法等が記載されていない。
- ③ 消費者が解約しようとすると、「なんで解約するんだ!」などと言ったり、消費者宅に行き解約 理由を説明するよう求めるなど、解約を妨害する。

# ---消費者の方へ -

- ●保険金は自分自身で請求できます。保険金申請を考える場合、まずは加入している保険会社や保 険代理店に連絡し、手続きを確認しましょう。
- ●保険申請サポート自体は無料でも工事契約がセットになっていて、工事しないことにすると、多額の手数料を請求される場合があります。契約内容や解約の条件など、事前によく確認しましょう。

東京都消費生活総合センター **2703-3235-1155** お近くの消費生活センターは 局番なし 188(消費者ホットライン)

【問い合わせ先】

#### 詳しくはこちらをご覧ください。





生活文化局消費生活部取引指導課電話:03-5388-3074

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/

# 特定商取引に関する法律第8条第1項に基づく業務の一部停止命令及び 第7条第1項に基づく指示並びに第8条の2第1項に基づく業務禁止命令

#### 1 事業者の概要

(1)

事 業 者 名 株式会社 innopia (法人番号 013101008223)

(以下「イノピア」という。)

代表者名 代表取締役 小副川 巧

本店所在地 東京都あきる野市原小宮 310 番 3 号

設 立 令和元年11月25日

資 本 金 100万円

業務内容 火災保険申請サポート、住宅リフォーム工事

売 上 高 約1億400万円(令和元年3月~令和2年12月)

(事業者報告による。法人設立前からの売り上げを含む。)

従業員数 22名(事業者報告による。)

(2)

事業者名 株式会社トーアイ工務店(法人番号012801020204)

(以下「トーアイ」という。)

代表者名 代表取締役 山口 順幹

本店所在地 東京都日野市日野台二丁目 21 番地の 24

(実務上は東京都あきる野市原小宮310番3号)

設 立 令和2年6月17日

資 本 金 50 万円

業務内容 火災保険申請サポート、住宅リフォーム工事

売 上 高 約3,900万円(令和2年9月~令和2年12月)(事業者報告による。)

従業員数 なし。代表取締役1名のみ(事業者報告による。)

#### 2 上記事業者に関する都内の相談の概要(令和3年3月18日現在)

事業者	平均年齢	相談件数(年度)		
		R1	R 2	合計
イノピア	78.1 歳 (50~94 歳)	24 件	59 件	83 件
トーアイ	78.0 歳 (41~95 歳)	0 件	157 件	157 件

#### 3 業務の一部停止命令(法人)の内容

令和3年3月19日(命令の日の翌日)から令和3年9月18日までの間(6か月間)、特定商取引に関する法律第2条第1項に規定する訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- (1) 役務提供契約の締結について勧誘すること。
- (2) 役務提供契約の申込みを受けること。
- (3) 役務提供契約を締結すること。

#### 4 業務の一部停止命令の対象となる不適正な取引行為

不 適 正 な 取 引 行 為	特定商取引に関する 法律の条項
イノピア及びトーアイは、「屋根や雨どいが壊れている可能性があるので見せてください」、「火災保険で修理ができる」などと告げて消費者宅を訪問しており、勧誘に先立って、事業者の名称及び保険申請サポート業務の契約の締結について勧誘する目的である旨を告げていなかった。	第3条 勧誘目的等不明示
イノピア及びトーアイは、消費者が「火災保険で家の修理をするという話でしたら断りますよ」と勧誘を断っても「せっかく来たのだから屋根を見せてください」などと言って勧誘行為を続けていた。	第3条の2第2項 再勧誘の禁止
イノピア及びトーアイは、保険申請サポート業務契約の締結に際して、消費者へ交付する契約の内容を明らかにする書面に、役務の内容、代金の支払時期及び方法、役務の提供時期及び解約に関する事項について詳細に記載していなかった。	第5条第1項 契約書面記載不備
イノピア及びトーアイは、解約を申し出た消費者に対して「今回の調査費用と2人分の人件費などを払え」、「おかしいじゃないか、契約したのに断るとはなんだ」などと言い、消費者が迷惑を覚えるような方法で契約解除を妨げていた。	第7条第1項第5号 省令第7条第1号 迷惑解除妨害

#### 5 指示(法人)の内容

- (1) 業務停止命令を受ける原因となった違反行為の発生原因について、調査分析の上、検証し、その検証結果について、業務停止命令の日から1か月以内に都知事宛て文書にて報告すること。
- (2) 違反行為の再発防止に向けた、再発防止策及び社内のコンプライアンス体制を構築し、当該再 発防止策及び当該コンプライアンス体制について、本件業務停止命令に係る業務を再開する1か 月前までに都知事宛て文書にて報告すること。

### 6 業務禁止命令(個人)の内容

対象者	業務禁止命令の内容	命令の原因となった事実	
小副川 巧	令和3年3月19日(命令の日の翌日)から令和3年9月18日までの間(6か月間)、イノピア及びトーアイに対して上記業務停止を命じた範囲の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)を禁止する。	イノピアの代表取締役であり、イノピアの訪問販売における業務全般を統括管理し、営業方針等を決定するとともに営業に係る指揮命令を行い、また、トーアイ代表取締役山口順幹と共同してトーアイの訪問販売における業務全般を統括管理し、営業方針等を決定するとともに営業に係る指揮命令を行うなど、当該業務の停止を命ぜられる業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。	
山口順幹	令和3年3月19日(命令の日の翌日)から令和3年9月18日までの間(6か月間)、トーアイに対して上記業務停止を命じた範囲の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)を禁止する。	トーアイの代表取締役であり、トーアイの訪問販売における業務全般を統括管理し、営業方針等を決定するとともに営業に係る指揮命令を行うなど、当該業務の停止を命ぜられる業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。	

# 7 今後の対応

- (1)業務停止命令及び業務禁止命令に違反した場合は、行為者に対しては、特定商取引に関する法律第70条の規定により、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金又はこれらを併科する手続きを、法人に対しては、同法第74条の規定に基づき、3億円以下の罰金を科する手続きを行う。
- (2) 指示に基づく検証結果について、令和3年4月18日までに都知事宛てに報告させる。
- (3) 指示に基づく再発防止策及びコンプライアンス体制の構築について、令和3年8月18日まで に都知事宛てに報告させる。
- (4) 指示に従わない場合には、同法第71条の規定により、行為者に6月以下の懲役又は100万円以下の罰金又はこれを併科する手続きを、法人に対しては、同法第74条の規定に基づき、100万円以下の罰金を科する手続きを行う。





https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/

同様の手口のほか、新型コロナウィルス感染症に便乗した商品やサービス等に 関して、 悪質な勧誘、表示、架空請求についても情報提供をお願いします。

#### (事例1)

令和2年4月、甲が自宅敷地内で作業をしていたところ、Aらが声をかけてきた。この時に社名や氏名は名乗らなかった。Aは「隣の家から見たら、お宅の家の屋根も相当傷んでいますよ」、「台風等で傷んだんじゃないですか」と言った。甲は、台風等の被害で屋根が傷んだとの心当たりはなかったので、Aに対し「そんなことはありませんよ」と答えた。するとAは続けて「無料なので、屋根を見させてほしい」と言った。甲は、ただ単にこの人たちは屋根の調査に来たのだろうな、と思った。甲の家はこれまで雨漏りなどはなかったが、甲自身は屋根に上がったことはなく、素人では屋根を見てもわからないので、無料で見てくれるならと、屋根を見ても構わないとAに返事をした。

するとAは屋根にはしごをかけて上り、メジャーを使用して何かを測ったりしているようだった。Aは下りてくると「瓦が割れている」、「瓦がズレている」などと言った。Aは「我々は保険会社に対する保険請求の手続きもしています」、「保険請求の代理業者です」、「書類に住所氏名を書いて押印してほしい」と言った。甲はこの話を聞いて、この人たちは、保険請求の代行業者なのだと思った。甲は、保険が下りるならいいな、と思い書類にサインをすることにした。その他にもAは「ウチは保険申請をいくつもやっています」、「お宅なら100万円くらいおりるんじゃないですか」とも言っていた。甲は書類を書き終え押印すると、複写式になっていた書類の1枚を受け取った。

甲は、なんとなくおかしいなと思うようになったので、消費生活センターに相談に行った。相談 員から、クーリングオフができるはずであるとアドバイスをされた。

甲はクーリングオフの通知を当該事業者宛に発送した。数日後、当該事業者の代表者を名乗る人から電話があった。なぜ契約を解除するのかと、理由を聞いてきた。甲はクーリングオフの通知に書いてあるとおりと話した。

令和2年5月、甲の家にAが来た。Aは甲に対し、再度、なぜ契約を解除するのだと言った。甲は、誠実に対応してくれないためと説明し、断ったのでこれ以上話したくないと伝えた。するとAは「今回の調査費用と2人分の人件費などを払え」などと言った。非常に強い調子だったので、甲は強要、恐喝に当たるのではないかと思った。暴力団のような雰囲気で、女の人なら怖くて承諾してしまうかもしれないと思った。Aは「火災保険申請サポート依頼書兼同意書に押印している、これは契約書と一緒だから契約をしているはずだ」とも言った。甲はそれに対し「そちらが屋根を見させてくれというから見せただけだ」、「保険サポートだけで、費用も何もいらないという話だった」、「クーリングオフ制度について説明されていないし書面も受け取っていない」と言った。それに対するAの返答はなかった。Aは捨て台詞のように「弁護士を立てて損害を請求する」と言って、帰った。

#### (事例2)

令和2年6月、乙宅に電話があり、火災保険を利用して屋根の修理をしないかと言われた。乙は 以前から、台風や雪害などで受けた屋根被害に関して、火災保険の適用ができるという触れ込み で、多くの業者の訪問を受けていたが、すべて断っていた。乙は今回の電話に対しても「私どもは そのつもりはありませんから」と、はっきりと断った。

翌日、乙が家の外にいると、はしごを積んだ車が来て、中から男性が2名出てきた。乙は昨日 断った電話の会社が来たのだと思い「お電話の件は昨日断ったはずです」、「火災保険で家の修理をするという話でしたら断りますよ」と言った。するとその人たちは「せっかく来たのだから、屋

根を見せてください」、「とりあえず現状の写真をお見せしますので、撮影していいですか」と聞いてきた。乙は、丁寧な応対だったため、親切に感じ、屋根を見てもらった結果が何か参考になるならと思ったので、安易に「どうぞ」と言ってしまった。

2人は、はしごを屋根にかけ屋根に上った。写真を撮ったりしていたようだった。5分もしないで屋根から降りてくると、1人が、火災保険申請サポート依頼書兼同意書と名刺を出した。ここではじめて、乙はBの氏名と会社名が分かった。

Bは火災保険申請サポート依頼書兼同意書について「この制度を利用したら、個人負担はありません」、「ただし、申請書作成が大変で、個人では難しいので、保険申請書は当方の立ち合いの上作成します」などと言った。乙のこの時の認識は、当該事業者が火災保険申請のサポートをしてくれるのだという程度で、工事についての意識はなかった。乙はこの書類が契約書であるという意識はなく、当該事業者の会社内部での処理に必要な、単なる説明書なのかと思っていた。

乙が火災保険申請サポート依頼書兼同意書に氏名等を書き押印すると、Bは保険会社に電話を し、保険申請をするから本人宛に申請書を送ってほしいと話していた。

Bが帰った後、乙の家族が帰ってきた。Bとのやり取りを説明すると「保険支給額の35%を会社がとるのが目的の契約になっている」などと言われた。そこで乙はすぐにキャンセルしようと思った。

翌日、乙は保険会社に電話をし、今回の保険申請は取りやめると伝えて、了解を得た。その後、乙はBに電話をし、保険申請を取りやめたこと、今回の契約もキャンセルする旨を伝えた。しかし、Bは「なぜ保険会社に連絡する前に、当方にその旨の連絡をしなかったか」、「せっかく屋根の点検をしたのに、どういうことだ」などと、クレームを言い、取りやめの撤回を迫った。加えて「明日伺うので、納得のいく説明が欲しい」とも言ってきた。

翌日、乙の家にBが来た。乙の家族が、工事は止めてほしいというと、Bは「あなたには用はない、乙と話をする」と強く言った。Bの口調はあまりに強く、脅すような調子で怖かった。Bは帰り際に「また翌日伺う」と言った。乙は、もはや自分たちでは解決は難しいと思い、警察を訪ねて、今後の対応について相談をした。そして、消費生活センターに相談に行くことになった。

#### (事例3)

令和2年10月、丙及び丁の自宅のインターフォンが鳴り、丙が対応した。丙が玄関を開けるとCとDがおり、Cが「今回、近所で工事をすることになりました。ご迷惑をおかけします」と、のし紙が巻かれたタオルを渡してきた。丙はタオルを受け取ると玄関を閉めた。

数分後インターフォンが鳴り、丙が玄関を開けるとCがおり「火災保険に入っていますか」と聞いてきた。丙は加入している旨を答えると、Cは「保険を使って雨樋等の工事ができることを知っていますか。雪止めが一か所浮いていますよ。雨樋も少し傾いていますよ」と言いながら、画像を見せてきた。画像には屋根の雪止め部分等が写っていた。

丙は、勝手に屋根の写真を撮るとは失礼な業者だと思い、工事をするつもりは無いと断った。しかしては「もったいないですよ、やりましょうよ。加入している保険会社はどこですか」と勧誘を続けてきた。丙は早く帰ってほしいと思いての質問に答えた。するとてはどこかに電話をかけ始めたが、繋がらない様子だった。

丙は、所用のため外出したが、入れ替わりに丁が帰宅してきた。その時、Cはまだ誰かと電話している様子だった。丁が自宅内にいると、玄関口から「今、保険会社と電話が繋がったので出てください」と呼びかけられた。丁が玄関に向かうとCがおり、スマートフォンを渡してきた。丁は何の話か

分からずにいると、Cは「大丈夫ですよ、相手と話してください」と促してきた。丁は電話の相手が加入している保険会社だと分かり、相手から申請書類を送る等と告げられ会話を終えた。

丁がスマートフォンをCに返すと、Cは書類を出してきた。丁は何の書類か分からずにいると、Cは「0円ですから、一銭もかかりませんから、今回やりましょう」と告げてきた。Cは「申請手続き完了後、当社に施工を依頼いただけない場合、保険支給額の35%と消費税を、申請サポート料として請求します」と説明した。

Cは続けて「とりあえず署名してください。判子はなんでもいいですから」と署名等を急かしてきた。丁はCが一銭もかからないと言っていることと、まともな業者なら後から断っても大丈夫だろうと考え、署名くらいならと思い、Cに促されるまま書類に署名した。書類には社名と担当者名が書かれており、丁はこの時初めて社名等が分かった。書類にはクーリングオフに関する記載はなく、Cからその説明もなかった。Cは「保険会社から書類が届いたら電話ください」と言い立ち去った。

丁は、帰宅した丙に当該事業者とのやり取りを話した。丙も丁から話を聞くまで、社名や担当者名は知らなかった。

数日後、Cから電話があり丁が対応した。Cは「保険会社から書類は届きましたか」と聞いてきたので、丁は届いた旨を答えた。するとCは「それではお伺いします」と言うのみで、いつ訪ねて来るかは伝えてこなかった。

丙は保険を利用して屋根等を修繕する必要はないと思い、Cに電話して今回の契約については破棄すると伝えた。するとCは「おかしいじゃないか。断るとはなんだ。お宅にデメリットはないだろう。会社として話が進んでいるからキャンセルはできない。どうしても断るなら弁護士を通して対応する」と告げてきた。

丙は、消費者センターに相談した。その後、当該事業者から連絡はなかったが、11 月インターフォンが鳴り丙が対応するとCであった。Cは「保険会社からの書類を取りに来ました」と言ってきた。丙はCに、保険申請を依頼するつもりは無いと再度断ったところ、Cはインターフォン越しに暴言を吐き立ち去った。

#### (事例4)

令和2年9月、戊の自宅のインターフォンが鳴り、玄関を少し開けると、外側からいきなり扉を引き開けられた。そこにはEがいた。Eは玄関内に顔を出し、入ってこようとしたので、戊は玄関内に入らないよう告げた。その際、Eは何か名乗ったようだが、戊はよく聞き取れなかった。Eはタオルを出して渡そうとしたが、戊は受取を拒否した。

Eは「火災保険に入っていますか」と聞いてきた。戊は加入している旨を答えると、Eから「保険会社の書類を見せてください」と聞かれ、書類を見せた。Eは書類を見ながら「火災保険を使って、無料で屋根の修理ができることを知っていますか」と聞いてきた。Eは続けて「屋根を見るのはタダだから、見るだけ見てあげますよ」と告げると、玄関の外に向かって誰かと話している様子だった。

Eから「屋根に梯子をかけてもいいですか」と聞かれ、戊はEがタダだと言っていたことから、屋根を見てもらうことにした。外の様子をうかがうと、Eは玄関の外にいたFに指示をして、Fは梯子を使い屋根に登っている様子だった。

数分後、Eが玄関に戻り「ここが悪くなっていますよ」とカメラの画面を見せてきた。画像はアップすぎて自宅の屋根なのか分からなかった。Eは「保険会社に申請するだけならタダたから、やりましょう。ダメで元々だから」と言ってきた。戊は、自宅はひいきにしている職人に見てもらっているから、保険会社に申請する気はないと伝えた。しかしEは「でも、やってみなければ分からないでしょ」と勧誘を続けてきた。

戊は、Eが色々なことが無料だと言っていることから、保険申請を依頼することにした。するとEは、「ここに署名してください、印鑑はここです」と書類を出してきた。戊は署名したが、印鑑は押す場所がよく分からず、Eに押印を依頼した。Eは「保険会社に申請しておきます」と言い立ち去ろうとした。戊は、Eから書類の控え等を渡されておらず、Eが何者か分からなかったので、名刺とタオルを置いていくように依頼した。Eは名刺とタオルを渡してきたが、そこで初めて、社名と担当者名が分かった。

戊は、当該事業者とのことを家族に相談した。戊は家族に依頼しEに電話してもらい、契約の解除を告げた。すると家族はEから「あんたには関係ないだろ」と言われ、家族で関係ないことはないと告げると、もの凄い剣幕でまくし立てられた。

戊は、消費者センターに相談し、当該事業者にクーリングオフのはがきを送った。